

魚沼地区障害福祉組合職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月26日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の育児休業に関しては、魚沼市職員の育児休業等に関する条例(平成16年魚沼市条例第30号)を準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成10年3月20日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年11月1日条例第4号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合職員の育児休業等に関する条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。